

# 地方分権推進委員会第4次勧告

## - 分権型社会の創造 - (厚生省関係部分を抜粋)

平成9年10月9日  
地方分権推進委員会

### 第1章 機関重任事務制度の廃止に伴う 従前の機関委任事務の取扱い

#### 社会福祉施設関連の分野

次の(1)から(7)に掲げる法律における社会福祉施設の設置許可等に関する事務は、都道府県の自治事務とする。

なお、社会福祉の制度大系全般の見直しを行うに際し、国の財政との調整等の観点から施設サービスの整備目標に即した全国的な総量規制並びに施設サービスの地域間バランス及び住宅サービスとのバランスについての調整を行う必要があるものとして、国がこれらの規制・調整の基準を明確に示す制度とする場合においては、施設の設置許可に係る国の関与のあり方について別途検討するものとする。

#### (1) 社会福祉事業法

都道府県知事が行う社会福祉法人の設立許可に関する事務、定款の変更の認可、報告徴収、立入検査、業務停止命令、解散の届出の受理等(29条、30条、41条、44条、47条、53条、54条、55条、56条)は、都道府県の法定受託事務とする。(メルクマール(1))

社会福祉施設等の認可に関する事務(57条、58条、59条、65条、66条、67条)は、都道府県の自治事務とする。

#### (2) 老人福祉法

老人居宅生活支援事業の届出の受理(14条、14条の2)、老人デイサービスセンター等の設置の届出の受理(15条2項、16条1項)、養護老人ホーム等の設置の認可又は届出の受理(15条3項、4項、6項、16条2項、3項)は、都道府県の自治事務とする。

老人デイサービスセンター及び養護老人ホームの設置者等からの必要な報告徴収、施設への立入検査等監督上必要な措置を講ずること(18条1項、2項、18条の2第1項、19条1項)は、都道府県の自治事務とする。

この場合において、国民の生命、健康、安全のため緊急の必要がある場合には、従来どおり国は、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに対する報告徴収、立入検査等の指導監督を行うことができることとする。

#### (3) 民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律

軽費老人ホームを設置しようとする認定事業者からの届出の受理(15条)は、都道府県の自治事務とする。

#### (4) 身体障害者福祉法

身体障害者居宅生活支援事業及び身体障害者更生援護施設の届出の受理(26条、27条)は、都道府県の自治事務とする。

身体障害者居宅生活支援事業を行う者又は身体障害者更生援護施設を設置する者に対し報告

徴収、立入検査等監督上必要な措置を講ずること（39条、40条、41条）は、都道府県の自治事務とする。

この場合において、国民の生命、健康、安全のため緊急の必要がある場合には、国は、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設に対する報告徴収、立入検査等の指導監督を行うことができることとする。

#### （5）精神薄弱者福祉法

精神薄弱者居宅生活支援事業の届出を受理し、精神薄弱者居宅生活支援事業を行う者に対し、報告徴収、立入検査等監督上必要な措置を講ずること（18条1項、20条、21条の2第1項、21条の3）は、都道府県の自治事務とする。

この場合において、国民の生命、健康、安全のため緊急の必要がある場合には、国は、精神薄弱者更生施設及び精神薄弱者授産施設に対する報告徴収、立入検査等の指導監督を行うことができることとする。

#### （6）児童福祉法

児童居宅生活支援事業の届出の受理及び監督等に関する事務（34条の3、34条の4、34条の5）、児童福祉施設の設置の認可、届出の受理（35条3項、4項、6項、7項、58条）は、都道府県の自治事務とする。

児童福祉施設の長等からの必要な報告徴収、施設への立入検査等監督上必要な措置を講ずること（46条）は、都道府県の自治事務とする。

この場合において、国民の生命、健康、安全のため緊急の必要がある場合には、従来どおり国は、児童福祉施設及び児童居宅生活支援事業に対する報告徴収、立入検査等の指導監督を行うことができることとする。

#### （7）母子及び寡婦福祉法

母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業を行う旨の届出の受理及び監督等に関する事務（15条、15条の2、15条の3、15条の4、19条の3第3項、4項）は、都道府県の自治事務とする。

#### （8）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

精神障害者社会復帰施設については、国民の生命、健康、安全のため緊急の必要がある場合には、国は、精神障害者社会復帰施設に対する

報告徴収、立入検査等の指導監督を行うことができることとする。

精神保健指定医が公務員として行う職務を指定すること（19条の4第2項）は、都道府県の法定受託事務とする。（メルクマール（5））

#### 生活保護法

保護施設の設置認可、監督に関する事務（40条2項、41条～45条、46条2項、3項、48条3項）は、都道府県の法定受託事務とする。（メルクマール（3））

指定医療機関の指定、監督に関する事務（49条、50条2項、51条2項、53条、54条）は、都道府県の法定受託事務とする。（メルクマール（3））

#### 老人保健法

老人保健施設の許可等に関する次の事務は、都道府県の自治事務とする。

- ・老人保健施設の開設・変更許可（46条の6）
- ・老人保健施設に対する設備の使用制限等の命令（46条の12）
- ・老人保健施設の管理者の変更命令（46条の13）
- ・老人保健施設に対する業務運営の改善命令等（46条の14）
- ・老人保健施設の許可の取消（46条の15）

この場合において、国民の生命、健康、安全のため緊急の必要がある場合又は老人保健施設療養費の不適切な請求を是正するため特に必要がある場合には、国は、老人保健施設に対する報告徴収、立入検査等の指導監督（46条の11、46条の12、46条の14）を行うことができることとする。

また、犯罪等に起因する管理者の変更命令（46条の13）、開設許可の取消（46条の15）については、国民の健康・生命に危険が生じている場合又は老人保健施設療養費の不適切な請求を是正するため特に必要がある場合に限り、国は都道府県への指示を行うことができるものとする。

指定老人訪問看護事業者の指定等に関する次の事務は、都道府県及び指定都市・中核市の自治事務とする。

- ・ 指定老人訪問看護事業者の指定（46条の17の2）
- ・ 指定老人訪問看護事業者の指定の取消（46条の17の8）
- ・ 指定老人訪問看護事業者の指定等の公示（46条の17の9）

この場合において、国民の生命、健康、安全のため緊急の必要がある場合又は老人訪問看護療養費の不適切な請求を是正するため特に必要がある場合には、従来どおり国は、指定老人訪問看護事業者に対する報告徴収、立入検査等の指導監督（46条の17の7）を行うことができることとする。

また、指定の取消（46条の17の8）については、国民の健康・生命に危険が生じている場合又は老人訪問看護療養費の不適切な請求を是正するため特に必要がある場合に限り、国は都道府県への指示を行うことができるものとする。

老人保健施設の開設許可及び指定老人訪問看護事業者の指定における国の関与のあり方については、社会福祉の制度体系全般の見直しを行うに際し、社会福祉関係の分野と同じ考え方のもとに別途検討するものとする。

## 第2章 国の関与の基準と従前の団体（委任）事務の取扱い

従前の団体（委任）事務に係る関与について、関与の一般ルール（第1次勧告）に従って整理し、特別の関与を限定

- (1) 事前協議について合意（又は同意）が必要とされるもの

法制度上当然に、国の税別・財政上の特例措置が講じられる計画を策定する場合

地方公共団体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な具体的基準をもとに関係地方公共団体が計画を策定する場合

- (2) 緊急時等において、個別に指示できるもの  
国民の生命、健康、安全に直接関係する事務の処理に関する場合  
広域的な被害のまん延防止の観点からの事務

の処理に関する場合

- (3) あらかじめ許可・認可・承認を受けることを義務づけることができるもの

刑法等で一般には禁止されているが特別に地方公共団体に許されているような事務

公用収用、公用換地、権利変換に関する事務  
補助対象資産、国有財産の処分等に関する事務

法人の設立に関する事務

国の関与の名宛人として地方公共団体を国と同様に扱っている事務

- (4) 現行の関与を廃止し、一般ルールの基本類型によることとするもの

## 第3章 国と地方公共団体との間の係争処理の仕組み（概要略）

国と地方公共団体との間の係争処理機関

- 1 会長及び委員
- 2 その他の組織

国と地方公共団体との間の係争処理手続

- 1 国地方係争処理委員会における審査及び勧告等
  - (1) 審査の申出
  - (2) 勧告及び通告  
地方公共団体からの審査の申出の場合  
国からの審査の申出の場合
  - (3) 国又は地方公共団体の措置
  - (4) 代執行
  - (5) 調停
- 2 裁判所における訴訟及び判決
  - (1) 訴訟の提起
  - (2) 訴訟の類型等
  - (3) 判決の効果

## 第4章 市町村の規模等に応じた権限委譲

当面委譲可能と思われる34項目について勧告  
なお、一定の人口規模（20万以上など）を有する市を当該市の申出に基づき指定することにより、権限をまとめて委譲する法制上の措置を講ずる。

(1) 指定都市へ委譲すべき事務

(2) 中核市（一部の事務については保健所設置市を含む。）へ委譲すべき事務

指定老人訪問看護事業者の指定

現在都道府県が処理している指定老人訪問看護事業者の指定（老人保健法46条の17の2、46条の17の4、46条の17の6から46条の17の8まで）については、指定都市及び中核市へ委譲する。

(3) 人口20万人以上の市へ委譲すべき事務

(4) すべての市（一部の事務については福祉事務所設置町村を含む。）へ委譲すべき事務

児童扶養手当の受給資格の認定等

現在都道府県が処理している児童扶養手当の支給、受給資格の認定及び認定のために必要な調査等（児童扶養手当法4条、6条、17条、28条、29条、30条）については、すべての市及び福祉事務

所を設置する町村へ委譲する。なお、各行政主体間における手当の支給に要する費用の負担・財源措置のあり方については、別途検討の上、結論を得るものとする。

(5) すべての市町村へ委譲すべき事務

身体障害児、精神薄弱児に対する日常生活用具の給付

障害児・精神薄弱者施策におけるサービスの決定、実施の主体を都道府県から市町村に移すことについての検討の中で、現在都道府県、指定都市及び中核市において処理している身体障害児・精神薄弱児に係る日常生活用具の給付（児童福祉法21条の10）については、すべての市町村へ委譲する方向で各行政主体間の費用負担割合等を含めて検討する。